

## 〇〇幼稚園運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 この幼稚園(以下「本園」という。)の目的、名称及び位置は、〇〇幼稚園園則(以下「園則」という。)第a条に定めるとおりとする。

2 本園は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営する。

(提供する教育の内容)

第2条 本園の教育課程その他の教育の内容は、園則第b条に定めるとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園に置く教職員組織は、園則第c条に定めるとおりとする。

2 前項の職員の職務は、学校教育法その他の関係法令の定めるところによる。

(教育を行う日及び時間並びに教育を行わない日等)

第4条 本園の教育を行う日及び時間並びに教育を行わない日等は、園則第d条に定めるとおりとする。

(保護者から受領する利用者負担)

第5条 本園においては、札幌市子ども・子育て支援法施行条例(平成26年札幌市条例第48号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収し、当該市町村から施設型給付費等を法定代理受領する。

2 本園においては、条例第14条第3項の規定に基づき、本園の教育の質の向上を図るため、次に掲げる特定保育料を徴収し、その金額及び徴収時期等は、園則第e条に定めるとおりとする。

(1) 施設整備費

3 本園においては、条例第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる費用を徴収し、その金額及び徴収時期等は、園則第f条に定めるとおりとする。

ただし、食事の提供に要する費用のうち、教育・保育給付認定を行った市町村が免除の決定を行った子どもの副食の提供に要する費用は除く。

(1) 主食費

(2) 副食費

- 4 本園においては、前項に規定する費用のほか、必要に応じ、教育の提供において通常必要とされるものであって入園する子どもの教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と思われる費用について支払を受けるものとする。
- 5 第2項の特定保育料並びに第3項及び第4項の実費については、書面により保護者に事前に説明し、第2項の特定保育料については、文書により保護者の同意を得る。
- 6 第1項から第4項までの利用者負担の支払いを受けたときは、第1項から第4項までの費用の区分ごとに、当該費用に係る領収証を保護者に交付する。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第6条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1号認定子ども ○人

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第g条に定めるとおりとする。

- 2 本園は、1号認定子どもの利用定員の総数を超える利用の申込みについて、条例第7条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

- 2 本園は 学校保健安全法及び条例第33条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

附則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。